

理由説明書

今回の都市計画変更の対象となる鳥羽水環境保全センターの西側用地は、セメント原料等へ有効利用している下水汚泥の焼却灰について、将来的に有効利用量が増加することを見込み、焼却灰をストックするための拡張用地として位置付けてきた。

しかしながら、下水汚泥の一部を固形燃料化する施設が稼働し、焼却灰の発生量が大幅に減少したこと、また、今後更なる人口減少に伴い、焼却灰の元となる下水汚泥自体の発生量が減少していくことから、ストック用地と位置付けてきた当該用地は不要となる見込みである。

以上の理由から、本センターの区域の縮小について、都市計画を変更するものである。